

2. 公共交通機関の施設 [2]通路等(その他これに類するもの)

整備の基本的考え方

改札口から乗降場に至る通路は、円滑な移動を確保する。

整備基準	さらに望ましい基準
<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、建築物[3]階段の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(3) 建築物の改札口から一の乗降場に至るすべての通路等に高低差がある場合においては、当該通路等のうち1以上の通路等に建築物[2]廊下等の項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等に誘導用床材を敷設すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを両側に連続して設けること。 ・段の幅は、内法を150cm以上とすること。 ・段のけあげの寸法は16cm以下とすること。 ・段の踏面の寸法は30cm以上とすること。 ・傾斜路及びその踊場の幅は、内法を150cm以上とすること。 ・傾斜路のこう配は、12分の1を超えないこと。 ・手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※車いす使用者用特殊構造昇降機:階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)

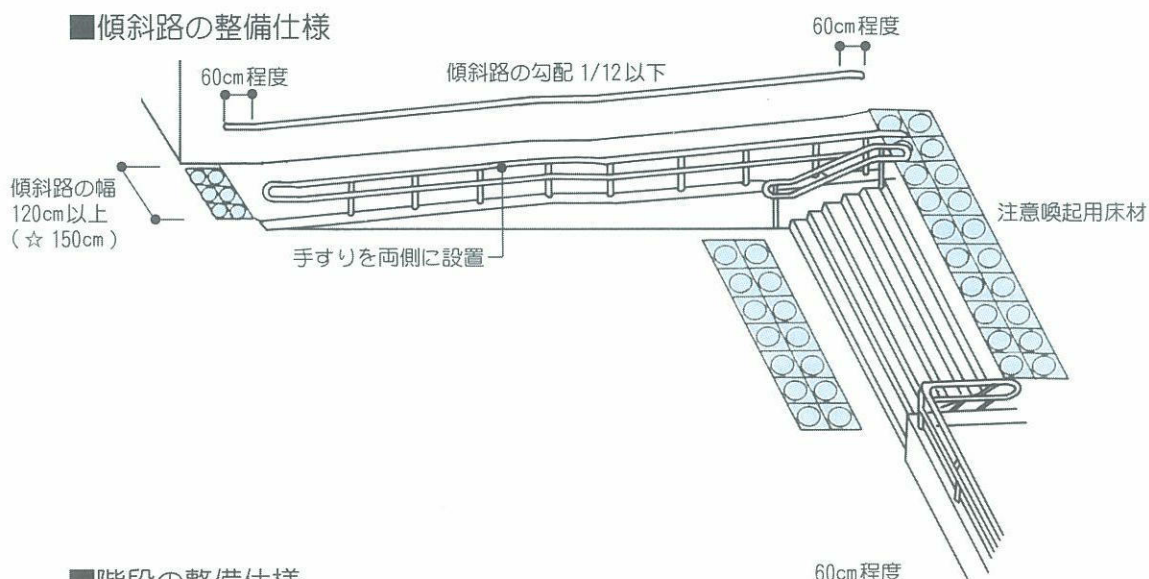
※誘導用床材:周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物[2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

○配慮事項

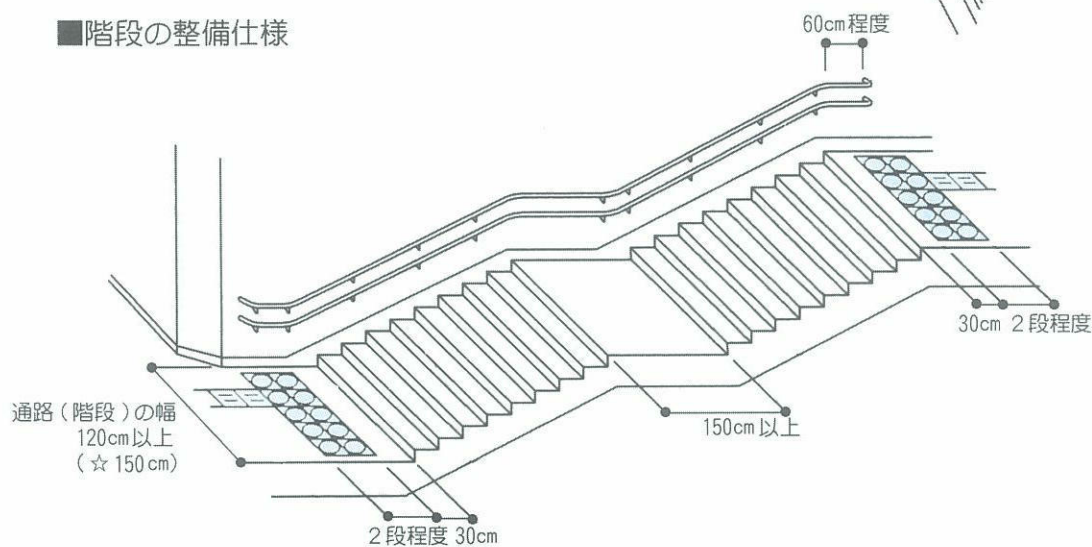
- ・通路の曲がり角は隅切りもしくは曲面とすること。
- ・手すりはできるだけ連続させ、端部には行き先等を点字で標示することが望ましい。
- ・建築物[2]廊下等の項14頁参照

参考解説図

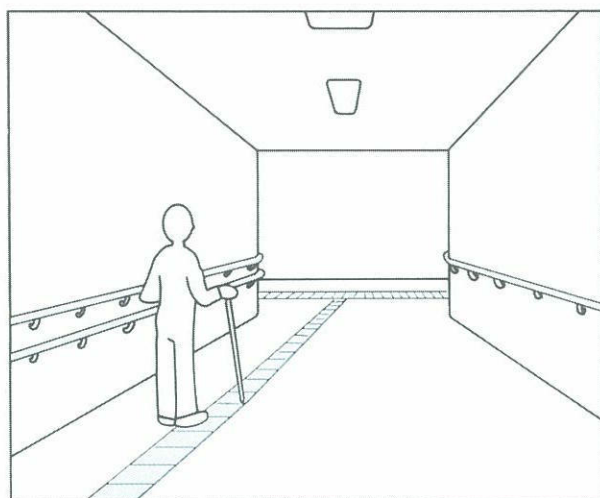
■ 傾斜路の整備仕様



■ 階段の整備仕様



■ 通路の整備例



通路の両側に手すり